

## 法学研究科履修規定

### 博士後期課程

- (1) 後期課程においては、学生は所定の授業科目について8単位以上を修得しなければならない。
- (2) 本学の他研究科が開設する科目は、届出により本研究科委員会が承認したものに限り、4単位を上限として前項に規定する8単位に算入することができる。
- (3) 学生は入学時に指導教授を選択し、授業科目の履修および論文の作成についてその指導を受けなければならない。在学中、特別の事由があるときは指導教授を変更することができる。ただし、その変更については研究科委員会の承認を必要とする。
- (4) 博士論文の提出については次のとおりとする。
  - (a) 2年以上在学し、所定の授業科目を8単位以上修得していることを要件とする。
  - (b) 論文提出期限は、9月30日または3月31日とする。